

千葉県警察本部訓令第27号

千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例第26条に規定する賞揚関係事務の取扱いに関する訓令を次のとおり定める。

平成16年10月26日

千葉県警察本部長

警視監 山 浦 耕 志

千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例第26条に規定する賞揚関係事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号。以下「条例」という。)第26条に規定する賞揚に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会への上申)

第2条 所属長は、条例第26条第1項に定める行為をした者のうち、当該行為が県民の模範と認められる場合は、速やかに賞揚上申書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、生活安全部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」という。)を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 前項の上申は、賞揚基準(別表)に該当すると認められる場合に行うものとする。

(賞揚の対象とならない者)

第3条 次に掲げる者については、前条の規定にかかわらず上申することができないものとする。

(1) 職務上の行為と認められる者

(2) 当該犯罪による被害者

(3) 当該犯罪の被疑者及び現行犯人

(4) (2)及び(3)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、直系血族、同居の親族又は同一の世帯に属する者

(5) 当該犯罪を誘発した者、その他当該犯罪の発生につき責に任ずべき者

(6) その他賞揚することが適当とは認められない者

(賞揚状の授与)

第4条 公安委員会が、第2条の規定により上申のあった者について賞揚に該当すると決定したときは、賞揚状(別記様式第2号)を授与するものとする。

(賞揚の記録)

第5条 生活安全総務課長は、賞揚台帳(別記様式第3号)を作成し、賞揚の状況を記録しておくものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

賞 揚 基 準

区 分		基 準 の 内 容
条例第26条 第1項第1号	現行犯人を逮捕し、 又は逮捕しようとした者	1 社会的反響の大きい事件の被疑者を現行犯人として自ら逮捕し、又は逮捕しようとした者 2 銃砲・刀剣などの凶器を所持している凶悪犯人や複数の犯人に対し、身の危険を顧みず積極果敢に自ら逮捕し、又は逮捕しようとした者
条例第26条 第1項第2号	現に行われ、又は 行われようとしている 犯罪を制止し、又は 制止しようとした者	1 社会的反響の大きい事件を身の危険を顧みず積極果敢な行動により制止し、又は制止しようとした者 2 銃砲・刀剣などの凶器を所持している凶悪犯人や複数で行われている犯罪を、身の危険を顧みず積極果敢な行動により犯罪を制止し、又は制止しようとした者
条例第26条 第1項第3号	犯罪の被害者の救 護に当たった者	1 身の危険や肉体的苦勞を顧みず犯罪の被害者の救護に当たった者 2 特殊な技能を駆使し適切かつ積極果敢な行動により犯罪の被害者の救護に当たった者

別記様式は、省略。